

民間人材の任用等に関する要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、民間企業の職員（民間企業出身者を含む。）を、その知識及び経験を活用し、政策の企画及び立案に反映させるため、非常勤職員として任用する場合の取扱について定めるものとする。

(職 名)

第2 職名は、企画調査役とする。

(職 務)

第3 企画調査役の職務は、政策情報の収集、整理及び分析並びに政策の形成に関する調査及び研究に係る事務等とする。

(任用基準)

第4 企画調査役は、原則として、7年以上の実務経験を有する者であって、高度の専門的知識を有すると認められるもののうちから任用する。

(任 期)

第5 企画調査役の任期は、2年以内の期間とする。

(勤務日等)

第6 企画調査役の勤務時間は、1週間について30時間以内とし、勤務日等については、県と当該民間企業（以下「企業」という。）とが協議して決めるものとする。

(服 務 等)

第7 企画調査役は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 任用に際し、誓約書（様式1）を所属部長を経由して総務部長に提出すること。
- (2) 任用に際して交付される身分証明書（様式2）を、常に所持すること。
- (3) 職務に関連する事項の外部への発表については、所属の長の承認を得ること。

(協定書の作成)

第8 企業の職員を企画調査役に任用する場合、県及び企業は、協定書を作成するものとする。

(そ の 他)

第9 この要綱に定めるもののほか、企画調査役の取扱については、非常勤職員取扱要綱（昭和50年人第2号）の定めるところによる。

ただし、企業の職員を企画調査役に任用する場合において、この要綱及び非常勤職員取扱要綱により難しいものについては必要に応じて県と企業が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。